

令和2年度(2020年度) 就学援助のお知らせ

札幌市教育委員会



札幌市では、小・中学生（中等教育学校前期課程含む）のお子さまがいる、世帯収入が一定額以下であるなど経済的に困りの世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などについて就学援助を行っています。就学援助を希望される場合は、次の説明をお読みのうえ、お子さまが在籍する学校に申請ください。

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、以下の認定要件A～Dのいずれかに該当する世帯が対象となります。

| 認定要件 | | 備考 | | | | | | |
|------------------------|---|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A | 平成31年4月以降生活保護が廃止または停止された。 | 生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっている場合を除きます。 | | | | | | |
| B | 令和元年11月以降児童扶養手当を受給したことがある。 | 児童扶養手当を受けていた時と世帯構成が変わっている場合を除きます。 | | | | | | |
| C | 平成31（令和元）年度または令和2年度の市町村民税が世帯全員（※）、非課税であった。（又は全額減免された。） | 同一年度に全員が非課税であることが必要です。 | | | | | | |
| D | 平成31年1月～令和元年12月の世帯全員（※）の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、利子収入、配当収入、雑収入（公的年金を除く）、総合譲渡・一時収入）の合計額が下表の限度額以下だった。 ・高校生のアルバイト等による収入は除きます。 ・公的年金（国民年金、厚生年金など）や、公的手当（児童手当、児童扶養手当など）は、収入とみなしません。 ・失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯収入（所得）の合計額から一定額を控除可能な場合があります。 | | | | | | | |
| | 収入の種類 | 住居区分 | 世帯の人数 | | | | | |
| | | | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
| | 世帯の収入が給与収入のみ の場合 | 賃貸 | 277万0千円 | 343万1千円 | 369万9千円 | 414万5千円 | 480万9千円 | 567万7千円 |
| 持家 | | 264万4千円 | 327万5千円 | 353万1千円 | 395万6千円 | 459万0千円 | 541万9千円 | |
| 世帯の収入に給与以外の収入 がある場合 | 賃貸 | 175万7千円 | 221万9千円 | 241万6千円 | 277万5千円 | 330万6千円 | 400万0千円 | |
| | 持家 | 167万0千円 | 211万0千円 | 228万9千円 | 262万4千円 | 313万0千円 | 379万2千円 | |

（※）「世帯全員」について…住民票や家計が別々であっても、同居している方は原則すべて同一世帯とします。単身赴任や出稼ぎなどで別居している配偶者等も、同一世帯とします。

○ 上記A～Dに該当しない場合でも、次のいずれかに該当する世帯は就学援助を受けられる可能性があります。

- ・平成31年以降に各区社会福祉協議会から新たに福祉費（生業費・技能習得費・技能習得等支度費）の貸付を受けた世帯
- ・平成31年以降に災害等により個人事業税が全額免除となった世帯
- ・北海道胆振東部地震の被災世帯

※東日本大震災の被災世帯については、認定要件A～Dのいずれかに該当する世帯が対象となります。

○ 令和元年度に就学援助を受けていた方や、令和2年4月小学校入学者の入学準備金を受けた方についても、令和2年度に就学援助を受けるためには、改めて申請が必要です。お忘れにならないようご注意ください。

○ 生活保護を受けている方は、就学援助の申請は不要です。

○ 特別支援教育就学奨励費について

就学援助に該当しない場合で、次のいずれかに該当する場合、「特別支援教育就学奨励費」の対象となる場合があります（就学援助の助成内容の概ね2分の1を助成）。お子さまが通学する学校にお問い合わせください。

- ・札幌市立小・中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導教室に通級している（通級者は交通費のみ支給）
- ・札幌市立小・中学校の通常学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病がある（特別支援学校に通うことが望ましいと判断される程度）

援助の内容（予定）

記載の内容は令和元年度のもので、令和2年度の内容については変更になる場合があります。

| 支給費目（注1） | 支給を受けられる方 | 援助の内容 |
|------------------------|---|--|
| 学用品費等 | 全員（年度途中認定者は月割り） | 小1：13,100円/年 小2～6：15,350円/年 中1：24,800円/年 中2～3：27,050円/年 |
| 生徒会費 | 中学のみ全員（年度途中認定者は月割り） | 2,340円/年 |
| 宿泊校外活動費 | 実施対象学年の方 （実施日前までに認定された方のみ） | 交通費・見学料相当額 |
| 修学旅行費 | 実施対象学年の方 （実施日前までに認定された方のみ） | 実費相当額（一部対象外となる経費があります） |
| 体育実技用具 | 小1・小4・中1 （対象となる授業の実施があり、助成時期までに認定された方のみ） | （小学校）スキー又はスケート用具の現物支給 （中学校）スキー用具又は柔道衣の現物支給 |
| 新入学児童生徒学用品費 （入学準備金） | 次年度小学校入学予定者 <u>別途申請が必要</u> 。10月頃改めてご案内します。 | （小学校入学準備金）50,600円 |
| | 小6 | （中学校入学準備金）57,400円 |
| 通学費 | 通学距離が次の距離以上となる方 （小学）4～10月：片道4km、11～3月：片道2km （中学）4～10月：片道6km、11～3月：片道3km | 公共交通機関の利用額 ※ 最も合理的・経済的な経路・方法による場合の金額 ※ 他の制度で助成を受けられる分を除く |
| 給食費 | 全員 | 認定月以降の給食費が無料 |
| 学校病医療費 | むし歯、中耳炎など指定疾病の治療を受ける方 | 医療費が無料（指定疾病の治療費に限ります） |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 全員（5月1日までに認定された方のみ） | 日本スポーツ振興センター共済掛金が無料 |

注1 私立・国立学校、市立中等教育学校前期課程は助成の内容が異なりますので、下記の発行元までお問い合わせください。

申請方法

申請書は学校で配布しています。学校にお申し出のうえ申請書をお受け取りください。

- 申請書に必要事項を記載・捺印し、必要な添付書類を貼り付けてください。
 - ・必要な添付書類は、認定要件によって異なります。詳しくは申請書に記載している説明をご参照ください。
 - ・ひとり親世帯の方は児童扶養手当証書の写しも添付してください。（受給していない場合は理由を確認します。）
- 提出先・期限は次のとおりです。申請書や添付書類に不備がないか、提出前によくご確認ください。

| | | |
|------|--------------------------------|----------------------|
| 提出先 | 通学先（入学先）の学校 ※4月から転校する方は転校先の学校 | |
| 提出期限 | 今の学校で進級する方 | 令和2年2月17日（月） |
| | 新1年生で同じ学校に兄弟がいる方 | （確定申告が必要な方は3月16日（月）） |
| | 新1年生で同じ学校に兄弟がいない方 4月から転校する方 | 令和2年4月17日（金） |

- 申請内容に疑義がある場合は、随時、必要な調査を行います。虚偽の申請があった場合は、支給した就学援助費を返還していただくことがあります。
- 期限後でも、離婚や失業など世帯状況に変化があった場合は、随時申請を受け付けます。
 - ・原則として申請日の属する月からの認定となり、支給額が月割になる費目や支給を受けられない費目があります。
 - ・申請書や添付書類に不備があると、認定時期が遅れる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。

